

令和8年度裾野市農業委員会8月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年8月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	岩瀬 吉彦	7	杉山 隆太	須山	根上 秀樹	深良	大庭 満治
2	大塚 学			富岡	大島 静明	深良	藤森 英且
		9	土屋 元成			東	高田 光久
4	勝又 純也	10	渡邊 博美	富岡	土屋 隆一	東	室伏 哲也
5	勝又 富美子	11	河内 昭二	西	杉山 利博		
6	塩崎 賢治	12(会長)	大庭 清宏				

4. 欠席委員

3	岡田 廣正	8	鈴木 知華	富岡	坂田 秀夫		
---	-------	---	-------	----	-------	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 原 義則 書記 勝又元美 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	勝又 純也	5	勝又 富美子
---	-------	---	--------

第3 議事

- (1) 報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて
- (2) 報第11号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (4) 議第14号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和8年度裾野市農業委員会8月総会を開会します。

本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。

議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 勝又純也委員、5番 勝又富美子委員をお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて 番号1

	(議案朗読により説明)
議 長	ただ今の報第10号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
	(質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、報第11号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第11号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1
	(議案朗読により説明)
議 長	ただ今の報第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
河内昭二委員	ここに店舗が出来るのですか。
事務局	道路が出来た時に残った残地の農地となります。農地として残っていたため、店舗 敷地の拡張として今回届出を提出されました。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、報第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1
	(議案朗読により説明)
議 長	ただ今の報第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
	(質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第14号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第14号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
	(議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 大島静明委員から議案について説明をお願い します。
地区担当委員	申請地は2筆で、市街化調整区域内の白地農地です。 面積は202㎡で、地目は公簿現況ともに畑です。

渡人は、令和6年に相続により申請地を取得しましたが、市外に住んでおり、前所有者も自身での管理が難しかったため、10年以上前から申請地の隣地を所有している受人に管理をお願いしていました。

今回、相続により3名共有になりましたが、全員が市外に住んでいて管理が難しいことから、売買することで話がまとまり、申請に至りました。

受人は、所有する農地で芝、お茶、露地野菜、栗を栽培しており、申請地取得後の面積は約3,700㎡になりますが、経営農地は適切に管理されており、経験、技術についても問題ありません。

地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、受人所有農地との間の樹木を伐採し、自家消費用の果樹（栗）を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。

ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第14号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第14号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号1

利用権設定地は青地農地で、地目は公簿が田、現況が農業用施設、面積は5筆合計で4,895㎡です。

貸し人は、令和6年に相続により、申請地を取得しています。10年前に前所有者が水田の保全管理を行っていたところ、深良地区内で新規就農を目指して適当な農地を探していた借り人と話がまとまり、賃借が始まりました。

借り人は、新規就農以降、現在も市内の認定農業者としてイチゴの栽培を続けています。

今回、満期を迎えるにあたり、引き続き賃借することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

貸付期間は、10年間で、賃借料は年間245,000円（50,000円/10a）です。

借り人は、市内の認定農業者でイチゴの生産を精力的に行っています。経営農地は約7,500㎡ありますが、適切に管理されており、経験・技術についても問題はありません。

耕作管理計画によると、引き続きイチゴを栽培する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長 次に、議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号2

利用権設定地は青地農地で、地目は公簿、現況ともに田、面積は2筆合計で717㎡

です。

貸し人は、平成 21 年 10 月に相続により、申請地を取得しています。その後、耕作管理に支障をきたしたことから、農協を通じて申請地の近くに住んでいる借り人に貸し付けることで話がまとまり、平成 23 年 8 月から利用権を設定しています。

満期を迎えるにあたり、引き続き貸借することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

貸付期間は、10 年間で、使用貸借によるものです。

借り人は、市内の認定農業者で水稻、そば、露地野菜、菌床きのこ等の生産を精力的に行っています。経営農地約 8,700 m²ありますが、適切に管理されており、経験・技術についても問題はありません。

耕作管理計画によると、引き続き水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

次に、議第 15 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 3～4 は関連がありますので、一括して説明いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第 15 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 3～4

利用権設定地は青地及び白地農地で、地目は公簿が田及び畑、現況は全て畑で面積は、7 筆合計 5,075 m²です。

番号 3 の所有地は、平成 10 年に相続により取得し、番号 4 の所有地は平成 5 年の贈与、令和 6 年の相続により取得しました。

5 年前から、貸付意向のあった貸人と経営拡大意向のあった借人とで中間管理事業による貸借を行っています。

今回、満期を迎えるにあたり、引き続き貸借することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

貸付期間は、5 年間で、使用貸借によるものです。

借り人は、市内の認定農業者で花木、そばの生産を精力的に行っています。経営農地は約 107,000 m²ありますが、適切に管理されており、経験・技術についても問題はありません。

耕作管理計画によると、引き続きそばを栽培する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

ただ今の議第 15 号 番号 1～4 について、質疑等がありましたらお願いします。

大塚学委員

番号 1 について、農業用施設栽培で期間が 10 年は短いのではないかと。

事務局

期間は貸人と借り人の意向をすり合わせて決めるため、今回は 10 年となりました。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それでは、ご了承いただきたいと思います。

ではこれをもって令和 8 年度裾野市農業委員会 8 月総会を閉会します。

令和 8 年 8 月 10 日（会議録署名人）

4 番署名人

勝又純也

5 番署名人

勝又富美子